

大和市告示第135号

大和市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱を次のように定める。

令和2年9月8日

大和市長 大 木 哲

大和市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備を図るため、おむつ替え又は授乳ができる設備又は場所（以下「お世話スペース」という。）を有する市内の施設を大和市赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）として登録し、広く公表する大和市赤ちゃんの駅登録事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象施設)

第2条 赤ちゃんの駅として登録を受けることができる施設は、不特定多数の者が利用できる市内の民間施設又は公共施設であって、次に掲げる要件を満たすもの（次条において「対象施設」という。）とする。

(1) 施設内に、次に掲げる設備又は場所（以下「設備等」という。）のいずれか又は両方を備え、利用者の利用に供することができるお世話スペースがあること。

ア おむつ替えができる設備等

イ 授乳ができる設備等（利用者のプライバシーを守るための壁、パーテーション、カーテン等で仕切られているものに限る。）

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等が関与する施設

イ 政治活動又は宗教活動を目的とする施設

ウ 公序良俗に反し、子どもの健全な育成を妨げる施設

エ 遊興飲食させる店舗、風俗店その他の子どもの健全な育成を妨げる施設

オ その他本事業にふさわしくないと市長が認めた施設

(登録の申請)

第3条 赤ちゃんの駅として登録を受けようとする対象施設の管理責任者は、大和市赤ちゃんの駅登録申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、大

和市赤ちゃんの駅登録決定（不決定）通知書により、当該申請をした者に通知する。この場合において、登録することを決定したときは、その施設の名称、所在地、お世話スペースの内容等を和市赤ちゃんの駅登録台帳に登録するものとする。

（登録事項の変更等）

第4条 前条第2項の規定により登録を受けた施設（以下「登録施設」という。）の管理責任者は、登録事項を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ和市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第5条 市長は、登録施設が第2条に規定する要件を満たさないことが明らかになったときは、その登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、和市赤ちゃんの駅登録取消通知書により、当該施設の管理責任者に通知するものとする。

（表示等）

第6条 登録施設の管理責任者は、市長が交付する和市赤ちゃんの駅登録証を施設の出入口その他の利用者から見やすい場所に掲示するものとする。

2 登録施設の管理責任者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

（登録施設の管理）

第7条 登録施設の管理責任者は、赤ちゃんの駅の維持管理及び衛生管理について、十分に配慮しなければならない。

（周知）

第8条 市長は、登録施設の名称、所在地、お世話スペースの内容等を市のホームページその他適当と認める方法により周知するものとする。

（事故等への対応、報告等）

第9条 登録施設の管理責任者は、当該お世話スペースにおける事故等により利用者等に損害を与えたときは、その事実を速やかに市長に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、登録施設の調査をすることができる。

（利用者）

第10条 登録施設のお世話スペースを利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳をする乳幼児の保護者及びその同行者とする。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、登録施設のお世話スペースを利用するときは、他の利用者にも配慮し、その

設備等を丁寧に扱うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指示された範囲以外の場所を利用し、又は許可なく立ち入らないこと。
- (2) おむつ替え及び授乳によって生じたごみ、汚物等は持ち帰ること。
- (3) 当該登録施設の管理責任者の指示に従うこと。

(適用除外)

第12条 第3条から第5条までの規定は、本市が設置する公共施設には適用しない。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市赤ちゃんの駅登録申請書	第3条
第2号様式	大和市赤ちゃんの駅登録決定（不決定）通知書	第3条
第3号様式	大和市赤ちゃんの駅登録台帳	第3条
第4号様式	大和市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届	第4条
第5号様式	大和市赤ちゃんの駅登録取消通知書	第5条
第6号様式	大和市赤ちゃんの駅登録証	第6条